

民生児童委員の活動 についてのお知らせ

「広げよう 地域に根ざした
思いやり」

民生児童委員の活動を「存
知でしょうか？」

当町では、各区で選出され
た民生児童委員35名の皆さん
が、毎月定例会を行う中で、
意見交換や研修などを重ねて、
地域福祉のために活動してい
ます。

平成23年度に行った主な活
動は、高齢者や子どもに関す
る相談支援、地域の行事への
参加、地域の見守り活動、日
常的な支援などの取り組みで
した。

また、毎年5月の「民生委
員・児童委員の日 活動強化
週間」には、通学児童の見守
りなどの活動を行っています。
民生児童委員は、法律に定
められて住民の皆さまの支援
を行っています。地域住民の
立場に立ち、秘密を守り活動
していますので、お気軽にご
相談ください。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係

32(6)522

個別健診（基本健診・特定健診）のお知らせ ～年に一度は体の点検を～

御代田町では、5月と10月の集団
健診のほかに、町内の医療機関で受
けられる個別健診を実施しています。
本年度も39歳以下の方も受診できる
ようになりました。集団健診を受診
できなかった方や健診の申し込みを
していなかった方など、今からでも
お申し込みいただけます。

本年度の個別健診の実施期間は、
平成25年3月31日までです。申込方
法など詳細については下表をご確認
ください。

若いうちから自分の体に関心を持
ち、健診結果から生活習慣を見直す
ことは、5年後、10年後の健康を
実現させるための第一歩です。健診結
果が「異常なし」だからと言って安心
は禁物。異常ではないけれど「少し
高め」の数値がある場合、メタボ
リックシンドローム予備群に、一歩
ずつ近づいている可能性があります。
自分では気付かない体の状態や変化
を確認するためにも、年に一度は健
診を受診し、健康増進に役立てま
しょう。
※個別健診はご自分の予定に合わせて
受診することができます。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

32(2)554

	特定健診	基本健診	
対象者	40歳～74歳までの御代田町国民健康保険加入者	39歳以下の町民の方	75歳以上の町民の方
自己負担金	2,000円	2,000円	無料
検査項目	身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察		
	※医師が必要と判断した場合、心電図・眼底検査実施		※上記項目より腹囲測定のみなし
申込時持ち物	①国民健康保険証 ②自己負担金	①保険証 ②自己負担金	①後期高齢者医療保険証
※申込済の方は、送付された個別健診についての通知をお持ちください。			
申込方法	上記持ち物を持参のうえ、保健福祉課窓口までお越しください。 受診方法など詳細については、お申し込みの際にお知らせします。		
申込受付期間	平成24年6月1日(金)～平成25年2月28日(木)		

「あなたがいる
わたしがいる
未来がある」

6月23日～29日は
男女共同参画週間です。

県営住宅入居者 を募集します

御代田町、小諸市、佐久市、
佐久穂町にある県営住宅入居
者の募集を行います。

【申込方法】

佐久合同庁舎内の長野県住
宅供給公社佐久管理センター
窓口にて申請用紙があります。
また、長野県ホームページか
らも申請用紙をダウンロード
することができます。

【募集期間】

6月4日(月)～

6月8日(金)

午前9時～午後5時

申し込み・問い合わせ先

長野県住宅供給公社佐久管
理センター
(佐久合同庁舎内)

0267(78)5410

6月1日(金)～10日(日)は、電波利用環境保護周知啓発強化期間です。私たちみんなの財産である電波の良好な利用環境を守るため、不法無線局をなくし、電波を正しく使いましょう。

「守ろう!電波のルール」

電波に関することは、総務省信越総合通信局までお気軽に御相談ください。

問い合わせ先

- ★無線設備への混信・妨害および違法な無線設備の情報に関すること
監視調査課 026 (234) 9976
- ★テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関すること
受信障害対策官 026 (234) 9991



①

お弁当の装飾品



誤 プラスチック製容器包装
正 可燃ごみ

器包装には該当しません。

②

苗のポット



正 プラスチック製容器包装
もしくは、可燃ごみ

☒が付いているものはプラスチック製容器包装で、付いていないものは、可燃ごみに出してください。☒が付いているものを捨てる際には、土をよく洗い流してください。

問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47)

6月9日(土)井戸沢最終処分場は休場(閉場)します。

ごんいちには農業委員会です

御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線6427

春の安全作業に心掛けましょう!

- 春の農繁期となり、農業機械の使用にも「慣れ」が出てきたところではないでしょうか。
- 県内においても、農業中の死傷事故が発生しております。
- 農業中に起こる事故は、増加傾向にあります。
- 事故は、高齢化による体力の低下、反射神経や判断力の低下によるものが多いと言われています
- が、実は「慣れ」による油断から事故を招くケースも多いのです。
- 農業機械の使用には次の点に注意し、事故を防止しましょう。
- 乗用型トラクターへ安全フレーム、安全キャブを装着しましょう。
- ほ場を出る前に必ずブレーキを連結しましょう。
- 刈払機使用時は保護メガネなどの保護具を着用しましょう。
- 高所作業・幅員の狭い農道や作業路における転落事故に気をつけましょう。
- 農耕車の道路走行時は前照点灯し、車体には夜光反射材を装着しましょう。
- 労働災害保険、任意保険などへ加入しましょう。
- 安全運転操作と周囲の安全確認を徹底しましょう。